高知市営住宅
入居者募集案内

令和２年度 第 2 回

■申込受付期間

令和２年 10 月２日(金)～令和２年 10 月 16 日(金)

※新型コロナウィルスの感染防止対策のため，原則郵送申込とします。

■申込有効期限

郵便局消印が令和２年 10 月 16 日（金）までのもの

■抽選会（予定）

令和２年 11 月 20 日(金)

詳しい時間・抽選番号は後日文書でご連絡します

高知市営住宅管理センター

TEL 088-823-9067

募集案内書の見方　～ 目　次 ～

申し込みに際しては，下記の順序に従って，募集案内書をよく読んで下さい。

申し込みから入居までの流れを確認	掲載ページ
1　申し込みの概要	1
2　申し込みから入居までの流れ	2～6

申し込み資格・収入基準を確認		掲載ページ
3　申し込み資格	申し込み可能な方の条件を記載しておりますので，確認して下さい。	6～7
4　収入基準		8～12

世帯区分を確認	掲載ページ
２人以上で申し込む場合に，上記「３申し込み資格」・「４収入基準」に加えて必要となる要件を住宅種別ごとに記載しています。 **5　2人以上で申し込む場合の要件** 住宅種別 ／ 掲載ページ 一般世帯向 ／ １３ 母子・父子世帯向 ／ １３ 高齢者世帯向 ／ １３ 障害者世帯向 ／ １４ 車イス世帯向 ／ １４ 多子・多家族世帯向 ／ １５ 子育て世帯向 ／ １５	13～15
単身で申し込む場合に，上記「３申し込み資格」・「４収入基準」に加えて必要となる要件を住宅種別ごとに記載しています。 **6　単身で申し込む場合の要件** 住宅種別 ／ 掲載ページ 高齢単身者向 ／ 16 単身者向 ／ 16～17	16～17

注意事項などを確認	掲載ページ
7　申し込み時・入居時の注意事項	17～19
8　駐車場・その他について	19

募集住宅について	掲載ページ
9　募集住宅一覧	20～21
10　随時募集の概要及び募集住宅	22

申込書への記入	掲載ページ
11　申込書記入例	23～24

地図など	掲載ページ
12　抽選会場案内図・市営住宅所在地案内図	25～26

1. 申し込みの概要

市営住宅とは，住宅に困っている方々に健康で文化的な生活ができるよう低廉な使用料でお貸しすることを目的として，国の補助金等と市民の税金によって建設された共有の財産です。このため，入居にあたっては法律（公営住宅法）や高知市営住宅条例等に基づく審査があります。ご理解をお願いいたします。

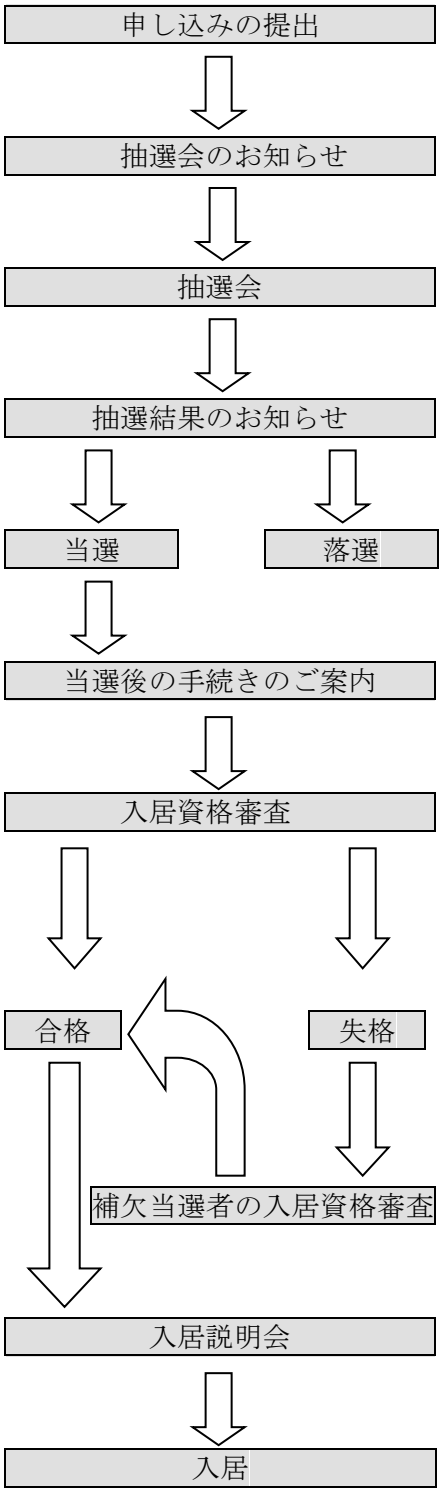

→　申込案内書の申込資格等をご確認の上，**高知市営住宅管理センターへ郵送で申し込みしてください。**

→　事前に文書でお知らせします。

→　参加は自由です。遅刻・欠席されても失格にはなりません。
（新型コロナウィルス感染拡大の状況により，変更となる場合があります。）

→　抽選結果を文書でお知らせします。

→　指定した期間に，３～５ページの『当選後の手続き』をとっていただきます。

→　入居資格審査を行います。入居資格を満たさない方は失格となります。その際には補欠当選者が繰り上げ当選となり，同様に当選後の手続きをしていただき，入居資格審査を行います。

→　指定した日時に入居説明会を行います。

2 申し込みから入居までの流れ

（1）申し込み受付

※ 新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から，今回の市営住宅申し込みは原則郵送とさせていただきます。今後の募集に関しては，状況に配慮しながら実施いたします。

○方法　　市営住宅入居申込書に記入・押印の上，期日までに下記まで郵送して下さい。また，封筒に入居申込と朱書きして下さい。

【送付先】：〒780-0870
高知市本町五丁目１番45号
高知市役所　５階　高知市営住宅管理センター

○期間　　令和２年10月２日(金)～令和２年10月16日(金)まで
（令和２年10月16日の消印有効）

○申込書の記入方法

① 申込書の左上に，募集住宅一覧表（20～21ページ）の希望住宅の申込番号，種別，目的，団地名，住宅号数を記入して下さい。
② 入居する世帯全員の状況欄に，入居申込人及び同居しようとする親族を記入して下さい。
③ 年齢等の条件の基準は受付日です。年齢欄は，申込書記入日現在で記入して下さい。
④ 申し込み世帯全員の勤務先又は職業の名称（学生の場合は学校名）及び勤務先の電話番号を必ず記入して下さい。
⑤ 住宅に困窮している理由欄の該当番号を選び，現在の住宅の状況と住宅に困窮している内容を具体的に記入して下さい。
⑥ 入居申込人は誓約事項及び同意事項を必ず確認の上，署名・捺印をして下さい。
⑦ その他，記入例（23ページ）を参照の上、記入して下さい。**記入漏れなど書類に不備がある場合は返送する場合があります。その場合は指定期日までに必ず再提出して下さい。**

※個人番号及び裏面の勤務先の証明は申し込みの際は不要です

★相談窓口:応募についての相談窓口は，高知市営住宅管理センター
088-823-9067まで
（平日　午前８時30分～午後５時15分　土・日曜日・祝日は除く）

（２）抽選会

○日　時　　令和２年11月20日（金）
○場　所　　たかじょう庁舎　６階　会議室
○注意点　　・公開抽選で実施します。
・参加は自由です。遅刻・欠席されても失格にはなりません。
・時間及び抽選番号は後日文書でご連絡します。
・抽選結果は，申込者全員に文書でお知らせします。
・抽選結果に関する電話でのお問い合わせには，お答えできません。

※　時間等は文書で皆様にお知らせいたしますが，新型コロナウィルスの感染拡大の状況により，お知らせ後に変更となる場合があります。抽選会に参加される方は，高知市営住宅管理センターホームページ又はお電話で最新情報をご確認下さい。

（３）当選後の手続き

当選された方は，入居資格審査のため，抽選会後７日以内に以下の書類を提出していただきます。なお，再審査の結果，新たに提出書類が必要になることがあります。詳しい日程等については，文書でお知らせします。

【令和2年1月1日時点で高知市に居住されている方】

１　手続きに来られる人の顔写真付きの公的証明書　１点（コピー不可）
（個人番号カード，運転免許証，パスポート，身体障害者手帳等）
又は，氏名，住所又は生年月日が記載されている書類　２点（コピー不可）
（健康保険証，年金手帳・証書，児童扶養手当証書，公共料金領収書等）

２　申込人及び入居する世帯全員の個人番号がわかる通知カード等（コピー不可）
（個人番号カード，通知カード等）

３　委任状（申込人以外が手続きに来る場合）

【令和2年1月2日以降に高知市に転入し公営住宅に当選された方】

上記，１，２，３に加え

４　同居される方の自筆の同意書（添付同意書）
18歳未満の方は法定代理人（申込人等）の代筆で構いません。また，中学生以下の方については不要です。

（3）当選後の手続き（前頁からの続き）

**【令和2年1月2日以降に高知市に転入し
コミュニティ住宅に当選された方】**

1　**所得証明書**（令和２年度所得証明書＝平成31年１月から12月までの所得に係るもの。所得証明書は，令和２年１月１日に住民登録のあった市町村で発行します。ただし、収入の申告がされていないと所得証明書が発行できませんのでご注意ください。）

※　収入の有無にかかわらず，世帯全員の所得証明書が必要です。

○　中学生以下の方は必要ありません。高校，大学，専門学校などに在学中で就労していない方は，在学証明書又は学生証を提示してください。（コピー可）

2　**手続きに来られる人の顔写真付きの公的証明書　１点（コピー不可）**

（個人番号カード，運転免許証，パスポート，身体障害者手帳等）

又は，氏名，住所又は生年月日が記載されている書類　２点（コピー不可）

（健康保険証，年金手帳・証書，児童扶養手当証書，公共料金領収書等）

3　**申込人及び入居する世帯全員の個人番号がわかる通知カード等（コピー不可）**

（個人番号カード，通知カード等）

4　**委任状（申込人以外が手続きに来る場合）**

【その他必要書類】　～（3）当選後の手続きの書類の他、以下に該当する方は，それぞれ次の書類等も必要です～

条　件　等	必　要　書　類
平成31年１月以降に就職した方	給与収入を示す書類（申込書裏面の勤務先証明欄に勤務先が証明したもの等）
平成31年１月以降に営業を開始した事業所得者	営業収支を証明する書類
平成31年１月以降に年金の受給が始まった方	年金の年額が分かる書類（年金証書等）
平成31年１月以降に失業し，就労していない方	雇用保険受給証明書又は離職証明書等
平成31年１月以降に収入が著しく減少し，今後も収入の増加が見込めない方	勤務先の証明等
申込人又は同居しようとする親族に心身障害がある場合	障害者手帳，療育手帳等
婚約中の方	婚約証明（様式は問いません。両親や仲人の方に書いてもらってください。ただし，「申込人と証明者の間柄」「記入年月日」を記入し，証明者が署名・捺印してください。） なお，鍵渡しまでに結婚したことを証明する書類が必要です。

申込人及び同居しようとする親族に持ち家がある方（共有名義を含む）で持ち家を手放す予定の方	売買契約書，競売開始の証明等，持ち家を確実に手放すことがわかる書類 なお，鍵渡しまでに所有権移転登記により持ち家を手放したことが確認できる書類が必要です。
申込人又は同居しようとする親族で，離婚調停中であり，夫婦のどちらかが申込んでいる場合	離婚調停中であることがわかる書類 なお，鍵渡しまでに離婚の成立を証明する書類が必要です。
市外居住者で高知市内に勤務している方	勤務地が高知市内であることを証明する書類（勤務先の健康保険証や雇用契約書等）
特定目的住宅（母子･父子世帯向住宅や高齢者世帯向住宅等）又は単身者可の住宅へ単身で申込まれた方	申込資格にあるそれぞれの条件を満たすことを証明する書類（医師の診断書等）
非婚の母（父）	非婚であることがわかる書類（戸籍謄本，戸籍抄本，児童扶養手当証書等）
住民票上別世帯の親族と同居を希望する場合	申込人と同居しようとする人が親族であることを証明できる戸籍謄本等
高校・大学・専門学校などに在学中で就労していない方	在学証明書又は学生証の写し

※申込人，同居しようとする親族の状況によっては，別に書類が必要な場合があります。

(4)資格審査

抽選で当選となった方は，市営住宅の入居資格を確認するための審査をうけていただきます。３～５ページ当選後の手続きを参照し，必要書類の提出をしていただきます。審査に合格されると入居決定通知書や敷金の納付書等を送付させていただきます。また，その際に入居説明会のご案内もします。

【注意点】
○期限までに必要書類の提出がない場合は失格となります。
○資格審査の結果，市営住宅に入居する資格のないことが判明した場合は失格となります。

（5）入居説明会

入居に関する説明会を実施し，契約に関する書類がすべてそろった方と契約をします。契約終了後，部屋の鍵をお渡ししますので，管理義務が発生します。

〇日時　　令和３年１月下旬予定
〇場所　　高知市役所　本庁６階
〇注意点　・契約ができない場合は鍵を渡せません。
・家賃３か月分の敷金を支払った領収書が必要です。
詳しい日時については，文書でお知らせします。

3. 申し込み資格

申込人は１～12のすべての条件を申込時に備えていることが必要です。

１　現に同居しようとする親族（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係にある者及び婚約者で入居説明会までに入籍し同居できる者を含む。）がいること。
※１　ここでいう親族とは，６親等内の血族または３親等内の姻族です。
※２　単身者向住宅及び単身者可住宅への申込者を除きます。
２　現在，住宅に困っていることが明らかなこと。
３　現在，高知市内に居住し住民票があること又は高知市内に勤務していること。
４　申込人又は同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。
５　現に市営住宅に入居し又は入居していた者のうち，次に掲げる要件に該当する者でないこと。
（１）　市営住宅に関する使用料その他の徴収金を滞納し又は滞納していた者
（２）　高知市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求された者
６　市営住宅，共同施設又はその付属施設を故意にき損した者でないこと。
７　入院中でないこと。（入居説明会までに退院する場合は申込むことができます。）
８　入居可能日から20日以内に入居できること。
９　**申込人及び同居しようとする親族に持ち家（共有名義を含む。）がある場合又は公営住宅（市営住宅，県営住宅等）に居住している方は原則申込みできません。**（ただし，申込みできる場合もありますので，詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。）

申し込み資格（前頁からの続き）

10　婚約をしている場合は，入居説明会（入居１週間前の予定）までに入籍可能であること。

11　夫婦の別居等，不自然に世帯を分割した申込みは原則できません。（申し込みができる場合もありますので，詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。）

12　収入基準にあうこと。

（１）公営住宅（申込番号の１～16，18～27，29～30）

収入額　**１５８，０００円以下**　であること。

（２）コミュニティ住宅（申込番号17，28）

収入額　**１１４，０００円以下**　であること。

※　裁量世帯（下記参照）の場合は

（３）公営住宅（申込番号の１～16，18～27，29～30）

収入額　**２１４，０００円以下**　とする。

（４）コミュニティ住宅（申込番号17，28）

収入額　**１３９，０００円以下**　とする。

※　「収入額」の計算方法等については，８～12ページをご覧ください。

「裁量世帯とは」

申込人及び同居しようとする者が次の（ア）～（ケ）に該当する場合

（ア）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳（１～４級）の交付を受けている者

（イ）　戦傷病者手帳の交付を受け，障害の程度が恩給法の特別項症から第６項症又は第１款症に該当する者

（ウ）　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第11条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

（エ）　精神障害者保健福祉手帳（１～２級）等の交付を受けている者又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で，療育手帳（Ａ１～Ｂ１）等の交付を受けている者

（オ）　海外からの引揚者で引き揚げた日から５年を経過していない者

（カ）　申込人が60歳以上の者であり，かつ，同居しようとする親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者

（キ）　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等

（ク）　同居しようとする親族の中に，小学校就学前の児童がいる場合

※　ただし，小学校就学後は裁量世帯に該当しなくなります。

（ケ）　申込人が60歳以上の者であり，単身で入居する場合

4 収入基準

市営住宅入居者募集でいう「収入額」とは，申込人及び同居しようとする親族の年間所得金額から各種控除（12ページの控除一覧表参照）を行い，それを12か月で割った額のことです。市営住宅入居者募集に申込む場合は，この「収入額」が（公営住宅）158,000円以下（コミュニティ住宅）114,000円以下であることが必要です。ただし，裁量世帯（７ページに該当）の場合の収入額は，（公営住宅）214,000円以下（コミュニティ住宅）139,000円以下です。

《　主な所得による収入額の計算方法　》

（１）　入居希望者の所得金額を１人ずつ計算してください。

※計算方法については　○給与所得者の方は　⇒　９ページ
○年金所得者の方は　⇒　10ページ
○上記以外の所得がある方は　⇒　11ページ

（２）　１人ずつの所得額を合計し，世帯全員の所得金額を計算してください。

例）世帯にＡさん，Ｂさんがいる場合

Ａさんの所得金額 円	＋	Ｂさんの所得金額 円	＝	世帯全員の所得金額 （ア） 円

（３）　控除額を合計してください。控除額の詳しい説明は12ページを参照。

円	＋	円	＝	控除額合計 （イ） 円

（４）　世帯全員の所得金額から，世帯の控除額の合計を差し引き，１２で割った額が**収入額**となります。

（ア） 円	－	（イ） 円	÷１２＝	**収入額**

○給与所得者の場合の所得金額の算出

◆ 現在の勤務先に前年１月１日以前に就職し，現在まで勤務しているとき

◆ 現在の勤務先に前年１月２日以降に就職し，現在まで勤務しているとき

源泉徴収票

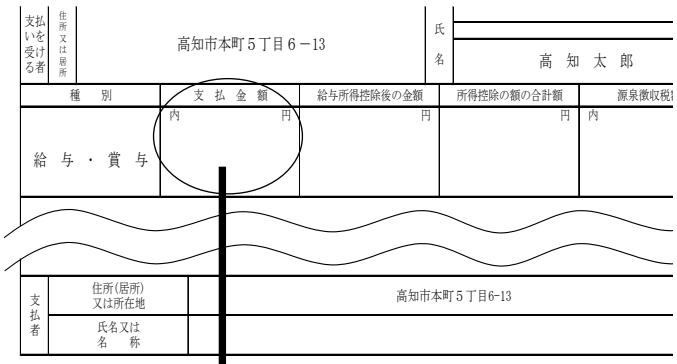

支払を受ける者 住所又は居所	高知市本町５丁目６－13	氏名	高 知 太 郎
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給 与 ・ 賞 与	内 円	円	円	内
支払者 住所(居所)又は所在地	高知市本町５丁目6-13		
支払者 氏名又は名称			

（例） ５ヶ月勤務している場合

５か月間の収入÷５×１２

＝ 円

下記の収入額に該当する計算方法で所得金額を算出してください。

年間総収入金額（年間給与収入）	年間所得金額
～650,999 円	0 円
651,000～1,618,999 円	収入金額－650,000 円
1,619,000～1,619,999 円	969,000 円
1,620,000～1,621,999 円	970,000 円
1,622,000～1,623,999 円	972,000 円
1,624,000～1,627,999 円	974,000 円
1,628,000～1,799,999 円	※端数整理後の金額×0.6
1,800,000～3,599,999 円	※端数整理後の金額×0.7－180,000 円
3,600,000～6,599,999 円	※端数整理後の金額×0.8－540,000 円

※ 1,628,000円～6,599,999円の方は4,000円単位で端数整理します。

【例】年間総収入金額が2,112,678円の場合

2,112,678円÷4,000円＝528.1695 → 小数点以下切捨 → 528×4,000円＝2,112,000円

＜計算例①＞

世帯構成：申込人(47)，妻(42)，子(17)学生

申込人の 年間給与収入金額 2,600,000円⇒所得金額1,640,000円

妻の 〃 1,619,500円⇒所得金額 969,000円

子の 〃 0円

{(1,640,000 ＋ 969,000) － (380,000×２人 ＋ 250,000) }÷12＝ 133,250円

年間所得金額合計 一般控除 特別控除 「収入額」

○ 公営住宅の場合， 133,250円 ＜ 収入基準額158,000円 となるため申込資格 **有**

● ｺﾐｭﾆﾃｨ住宅の場合，133,250円 ＞ 収入基準額114,000円 となるため申込資格 **無**

＜計算例②＞

世帯構成：申込人(35)，子(７)，子(4)(母子・父子世帯)⇒ ７ページの裁量世帯(ク)に該当

申込人の　年間給与収入金額　4,500,000円（寡婦又は寡夫）⇒所得金額3,060,000円

子の　　〃　　0円

子の　　〃　　0円

{3,060,000　－　(380,000×２人 ＋ 270,000)} ÷ 12 ＝ 169,166円

年間所得金額合計　一般控除　特別控除　「収入額」

○　公営住宅の場合，　169,166円　＜　収入基準額214,000円　となるため申込資格　**有**

●　ｺﾐｭﾆﾃｨ住宅の場合，169,166円　＞　収入基準額139,000円　となるため申込資格　**無**

○年金所得者の場合の所得金額の算出

◆　前年の１月１日以前から受給されている方

◆　前年１月２日以降に受給されている方

年金改定通知等に記載の年間総支給額

下記の収入額に該当する計算方法で所得金額を算出してください。

受給者の年齢	年間総収入金額(A)（年間年金収入）	年間所得金額
65 歳未満	～700,000 円	0 円
	700,001 円～1,299,999 円	(A) －700,000 円
	1,300,000 円～4,099,999 円	(A)×0.75－375,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(A)×0.85－785,000 円
	7,700,000 円～	(A)×0.95－1,555,000 円
65 歳以上	～1,200,000 円	0 円
	1,200,001 円～3,299,999 円	(A)－1,200,000 円
	3,300,000 円～4,099,999 円	(A)×0.75－375,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(A)×0.85－785,000 円
	7,700,000 円～	(A)×0.95－1,555,000 円

★遺族年金，障害者年金等，非課税の年金は収入とみなしませんので，０円となります。

＜計算例③＞

世帯構成：申込人(74)，妻(72)　⇒　７ページの裁量世帯(カ)に該当

申込人の　年間年金収入額　　2,800,000円⇒所得金額1,600,000円

妻の　　年間年金収入額　　1,500,000円⇒所得金額　300,000円

{(1,600,000 ＋ 300,000)　－ (380,000×１人 ＋ 100,000)} ÷ 12 ＝ 118,333円

年間所得金額合計　　一般控除　　特別控除　　「収入額」

○　公営住宅の場合，　118,333円　＜　収入基準額214,000円　となるため申込資格　**有**

●　ｺﾐｭﾆﾃｨ住宅の場合，118,333円　＜　収入基準額139,000円　となるため申込資格　**有**

○給与所得・年金所得以外に収入がある場合の所得金額の算出

所得証明書に記載のある所得金額合計欄の金額となります。

【所得証明書の見方】

※　高知市発行の所得証明書の場合

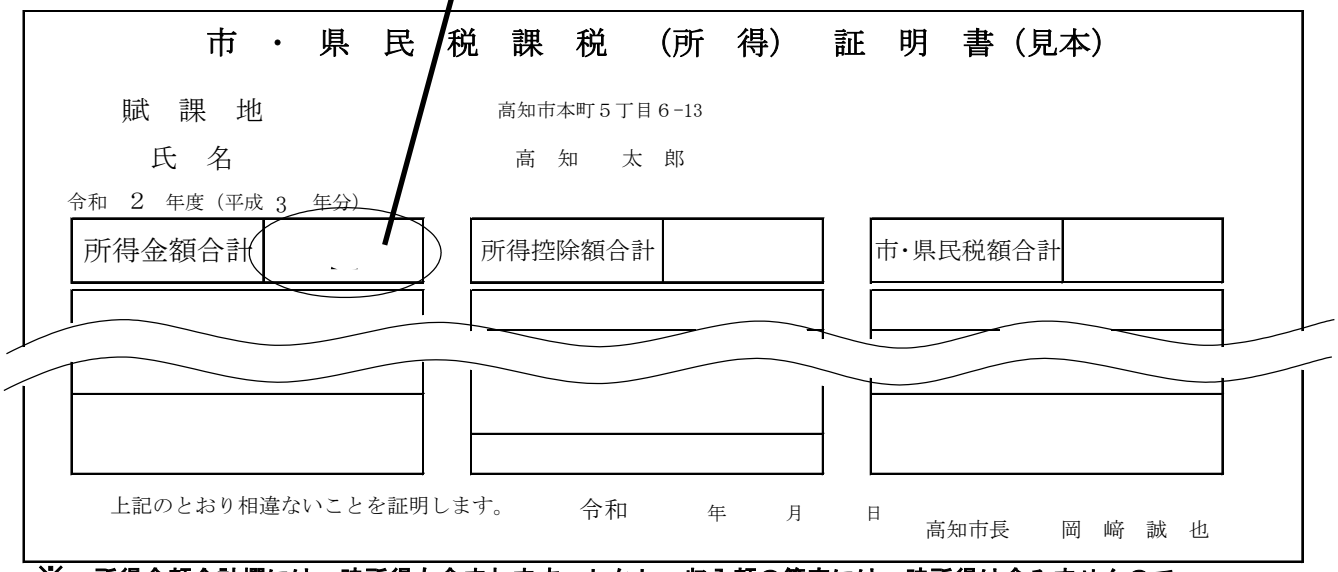

市・県民税課税（所得）証明書（見本）

賦課地　高知市本町５丁目６-13

氏名　高知　太郎

令和　２　年度（平成　３　年分）

所得金額合計		所得控除額合計		市・県民税額合計	

上記のとおり相違ないことを証明します。　令和　年　月　日　高知市長　岡崎誠也

※　所得金額合計欄には一時所得も含まれます。しかし，収入額の算定には一時所得は含みませんので，一時所得がある場合は，その分を差し引いた金額が年間所得金額の所得となります。

（例：土地や建物を売却し，一時的に所得があった場合など）

＜計算例④＞

世帯構成：申込人(45)，妻(42)，子（17），子（11）

申込人の　年間事業所得　　2,500,000円⇒所得金額2,500,000円

妻・子　　0円

{(2,500,000円)　－ (380,000×３人＋250,000円)} ÷ 12 ＝ 92,500円

年間所得金額合計　　一般控除　　特別控除　　「収入額」

○　公営住宅の場合，　92,500円　＜　収入基準額158,000円　となるため申込資格　**有**

●　ｺﾐｭﾆﾃｨ住宅の場合，92,500円　＜　収入基準額114,000円　となるため申込資格　**有**

○控除一覧表

※　収入額の計算で控除できる金額の一覧（合計所得金額から下記の額を控除します。）

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居親族控除　(a)	申込世帯員のうち申込人以外の方	一人につき38万円
	扶養親族控除　(b)	申込世帯員には入っていないが，所得税法上の扶養親族の対象として認められている方	
特別控除	寡婦控除　(c)	次のいずれかに該当する女性 ①　夫と死別あるいは離婚した後婚姻していない方又は婚姻によらないで母となり現に婚姻をしていない方又は夫の生死が不明の方で，扶養親族又は生計を一にする子（年間所得金額が38万円以下で，他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限る。）がいる方 ②　夫と死別してから婚姻していない方又は夫の生死が不明の方で，扶養する親族はいないが年間所得金額が500万円以下の方	その人の所得から27万円を限度として控除する。 ※　公営住宅法施行令の一部改正により，法律婚によらないで母（又は父）になった者で現に法律婚をしていない非婚の母（父）についても，資料の提出により事実が確認できる場合は，控除する。
	寡夫控除　(d)	妻と死別あるいは離婚した後婚姻していない方又は婚姻によらないで父となり現に婚姻をしていない方又は妻の生死が不明の方で，次のすべてに該当する男性 ①　生計を一にする親族である子（年間所得金額が38万円以下で，他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限る。）がいる方 ②　年間所得金額が500万円以下の方	
	障害者控除　(e)	申込人又は一般控除対象者の中で，所得税法に規定する障害者（身体障害者，精神・知的障害者，戦傷病者，原爆被爆者等の認定を受け，手帳等を交付されている場合）で下の特別障害者控除(f)に該当しない方	一人につき27万円
	特別障害者控除　(f)	申込人又は一般控除対象者の中で，所得税法に規定する特別障害者（身体障害者手帳１～２級，精神障害者保健福祉手帳１級又は療育手帳Ａ１～Ａ２等）に該当する方	一人につき40万円
	老人扶養親族控除(g)	扶養親族のうち，年齢が70歳以上で，年間所得金額が38万円以下の方	一人につき10万円
	特定扶養親族控除(h)	扶養親族のうち，年齢が16歳以上23歳未満で，年間所得金額が38万円以下の方	一人につき25万円

5. 世帯区分　～2人以上で申し込む場合の要件～

＜一般世帯向住宅＞

６ページ～７ページの資格をすべて満たしている世帯

＜母子･父子世帯向住宅＞

６ページ～７ページの資格をすべて満たし，次の１と２又は２と３のいずれかの条件を満たしていること。

１　配偶者（内縁夫・妻及び婚約者を含む。）がいないこと。
２　同居親族が20歳未満の扶養している子だけであること。
（県外学生は該当しません。）
３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。
（１）　配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号の規定による一時保護，同法第５条の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していないこと。
（２）　配偶者暴力防止等法第10条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないこと。

＜高齢者世帯向住宅＞

６ページ～７ページの資格をすべて満たし，申込人本人が60歳以上であり，同居しようとする親族全員が次のいずれかの条件を満たしていること。

１　配偶者（内縁関係の者及び婚約者を含む。）であること。
２　18歳未満であること。
３　身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（１～４級）の交付を受けていること。
４　精神・知的障害を有する者で，その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定による精神障害者保健福祉手帳（１～２級）等の交付を受けていること又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で，療育手帳（Ａ１～Ｂ１）等の交付を受けていること。
５　60歳以上であること。

＜障害者世帯向住宅＞

６ページ～７ページの資格をすべて満たし，申込人又は同居しようとする親族が次のいずれかの条件を満たしていること。

１　身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（１～４級）の交付を受けていること。
２　戦傷病者手帳の交付を受け，障害の程度が恩給法の特別項症から第６項症又は第１款症に該当すること。
３　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けていること。
４　精神・知的障害を有する者で，その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定による精神障害者保健福祉手帳（１～２級）等の交付を受けていること又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で，療育手帳（Ａ１～Ｂ１）等の交付を受けていること。
５　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者であること。

＜車イス世帯向住宅＞

６ページ～７ページの資格をすべて満たし，申込人又は同居しようとする親族が次の条件を満たしていること。

１　身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（１～４級）の交付を受けている者で，自立歩行ができないため，車イスを常時使用していること。

※　身体障害者手帳に両下肢機能の全廃の旨の記載のない方については，当選後に歩行不能であることの証明（例：医師の診断書等）を提出していただきます。

＜多子･多家族世帯向住宅＞

６ページ～７ページの資格をすべて満たし，申込人又は同居しようとする親族が次のいずれかの条件を満たしていること。

１　同居親族の中に18歳未満の子が３人以上いること。（県外学生は該当しません。）

２　申込者及び同居しようとする親族が６人以上であり，かつ，それらの中に60歳以上の者又は心身障害者がいること。

＜子育て世帯向住宅＞

６ページ～７ページの資格をすべて満たし，申込人又は同居しようとする親族が次の条件を満たしていること。

１　同居しようとする親族に中学生以下の子供がいること。

6. 世帯区分　～単身で申し込む場合の要件～

＜高齢単身者向住宅＞

６ページ～７ページの資格（「１」は除く）をすべて満たし，申込人が次のいずれかの条件を満たしていること。

１　60歳以上であること。

２　60歳以上であり，かつ，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。

（１）　配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号の規定による一時保護，同法第５条の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していないこと。

（２）　配偶者暴力防止等法第10条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないこと。

＜単身者向住宅＞

６ページ～７ページの資格（「１」は除く）をすべて満たし，申込人が次のいずれかの条件を満たしていること。

１　60歳以上であること。

２　身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（１～４級）の交付を受けていること。

３　戦傷病者手帳の交付を受け，障害の程度が恩給法の特別項症から第６項症又は第１款症に該当すること。

４　精神・知的障害を有する者で，その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定による精神障害者保健福祉手帳（１～３級）等の交付を受けていること又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で療育手帳（Ａ１～Ｂ２）等の交付を受けていること。

５　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けていること。

17ページへ続く

＜単身者向住宅＞（前頁からの続き）

6　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等であること。

7　配偶者暴力防止等法第１条第２項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。

（１）　配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号の規定による一時保護，同法第５条の規定による保護（同法第28条の２において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して５年を経過していないこと。

（２）　配偶者暴力防止等法第10条第１項(同法第28条の２において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないこと。

7　申し込み時・入居時の注意事項

（１）『申し込み時の注意事項』

1　一世帯が応募できるのは１戸のみとなります。複数応募された場合は，すべての応募を無効とさせていただきます。

2　今回応募のなかった住宅については，落選者に対し，抽選会の翌日から１週間，随時募集を実施します。（詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。）

3　抽選会で各募集住宅に２名ずつ，補欠当選者を抽選します。当選者が入居資格審査で失格又は辞退したときは，補欠当選者は抽選で決まった補欠順位に従い，入居資格審査等を行った上で入居手続きを行います。詳細は各補欠当選者へ文書にてお知らせします。

4　申し込みに必要な書類が不備の場合は受付できません。

5　申込書に虚偽の記載をした場合は，申込みを取り消します。
また，申込受付日から入居日までに受付内容と実際の状況が変わった場合は，高知市営住宅管理センターまでご連絡ください。なお，それにより取り消しの対象となる場合があります。

6　申込み後，応募住宅の変更はできません。

7　提出された書類はお返しいたしません。

8　単身者向住宅は，申込人以外の人の同居は認められません。

9　長期入院中の方は原則として申込みできませんが，入居説明会までに退院する場合は申込むことができます。

（２）『入居に当たっての注意事項』

１　入居は令和３年２月初旬予定です。

２　入居に際して，敷金（入居時の**住宅使用料３か月分**）が必要です。また，**緊急連絡人が１名必要です。**

３　入居後，住宅使用料とは別に**共益費**（団地自治会費等）を支払ってください。

４　入居後，団地自治会への加入や，自治会活動へのご協力をお願いします。

５　入居後，入居者全員の住民票を市営住宅に移してください。（住民票の世帯分離は認めていません。）

６　**ペットの飼育は禁止しています。**ただし，障害者補助犬（盲導犬，聴導犬及び介助犬）は除きますが，事前に高知市営住宅管理センターへお問い合わせください。

７　住宅使用料は，口座振替による納入をお願いしています。

８　住宅使用料は，入居者の収入や団地の築年数，規模，立地条件，住宅の広さ等に応じた応能応益家賃方式であるため，毎年度変更されます。

９　住宅使用料決定のため，毎年，入居者全員に収入申告をしていただきます。収入申告をしない場合は，近傍の民間家賃と同程度の家賃となります。**なお，入居後３年以上経過し，収入超過基準を超える収入がある方は「収入超過者」と認定され，住宅を明け渡すよう努めていただくとともに，割増家賃を課せられます。また，入居後５年以上経過し，直近２年間引き続き政令で定める収入基準を超える高額の収入がある方は「高額所得者」と認定され，一定の期間を定め住宅の明渡しを請求されます。**

10　特別な事情により，住宅使用料の支払いが困難である場合には，申請により住宅使用料を減免又は徴収猶予できる場合があります。

11　入居後，各種設備や工作物を設置することは原則できません。ただし，原状回復又は撤去が容易である場合で，住宅政策課の許可を得た場合はこの限りではありません。なお，設置等にかかる費用及び退去時の原状回復等にかかる費用は入居者ご自身で負担していただきます。

12　入居後，世帯人員の異動等がある場合は，高知市営住宅管理センターへ届け出てください。それにより本来の入居資格がなくなった場合は退去等をしていただくことがあります。
　　【例】車イス世帯向住宅から車イス使用者が退去した場合

13　入居後，特定目的住宅（母子・父子世帯向住宅や高齢者世帯向住宅等）への親族の同居は，通常の審査の他に，一定の制限があります。

14　市営住宅には家財や家電製品等は設置されておりませんので，入居者ご自身で準備をしていただきます。

15　テレビアンテナが設置されていない団地は，入居者ご自身で準備をしていただきます。詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

16　住宅を返還するときは，畳の表替え，ふすまの張替え及び増築等を行った場合による増築物の撤去等が必要です。なお，費用は入居者ご自身で負担していただきます。

17　住宅については，入居前に必要最低限の機能回復，修繕及び美装を行いますが，経年変化による汚損・劣化等については，原則として修繕を行いませんのであらかじめご容赦願います。

18　入居前，市営住宅の内覧はできません。

19　住宅内や住宅敷地内で商売を営む等，住宅以外の用途に使用することは禁止しています。

8 駐車場･その他について

（1）『有料駐車場について』

1　駐車できる車は，入居者又は同居者が所有，使用する自家用車に限ります。（入居されていない方は契約できません。）

2　原則として，１住戸１台までです。
※　駐車場の設置台数の関係などで駐車できない場合があります。

3　駐車場の使用については，駐車場使用申込みの手続きをしていただきます。

4　駐車場の月額使用料は以下のとおりです。（住宅使用料とは別料金になります。）

比島町北	4,000円	新田町	3,800円	三里十津南	1,700円
曙町	3,400円	鴨部	3,500円	鏡川	3.000円
横浜	2,000円	北竹島町	4,000円	若草町西	3,000円
百石町	4,400円	若草町	2,100円	比島町	4,800円
鏡川町	4,000円	新本町東	4,000円	三里十津北	1,700円
栄田町	5,500円				
潮江第二	4,500円（現在空き駐車場はありません）				

5　駐車場については，各団地自治会や管理人に管理の協力をお願いしています。空き状況等は入居決定後，各団地自治会へお問い合わせください。（空き駐車場がない場合もあります。）
※　詳細は高知市営住宅管理センターへお問い合わせください。

（2）『その他』

1　電化住宅では，電気調理器を使用していただきます。ガス調理器は使用できませんのでご注意ください。
2　各調理器具は入居者ご自身で準備していただきます。

3　**車イス世帯向住宅以外の住宅の設備はバリアフリーとなっていませんので，下肢障害の程度の重い方等は居住に困難な場合があります。**

9 募集住宅一覧表

種別：公営　　目的：一般世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(㎡)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料	備考
1	比島町北	56	S54	中耐4	3	6，6，4.5，台6	60.04	有	水洋		都市	有料	17,300～34,100	
2	新田町	42	S54	中耐3	3	4.5，6，6，台6	60.04	有	水洋		都市	有料	17,100～33,500	
3	三里十津南	224	S56	中耐5	5	6，6，4.5，台6	60.04	有	水洋		ＬＰ	有料	16,000～31,500	
4	曙町	100	H04	中耐4	3	6，6，6，台6	60.97	有	水洋		ＬＰ	有料	20,500～40,400	
5	鴨部	73	S58	高耐10	7	4.5，5，6，台7.5	57.44	有	水洋	○	都市	有料	18,100～35,600	
6	鏡川	15	S52	中耐5	3	6，6，4.5，台6	54.04	有	水洋		都市	有料	14,900～29,200	
7	横浜	158	H02	中耐4	3	6，6，5，台6.5	58.01	有	水洋		ＬＰ	有料	19,300～37,900	
8	北竹島町	103	H05	高耐11	9	6，6，6.5，台8.5	65.37	有	水洋	○	電気	有料	23,600～46,400	
9	北竹島町	159	H07	高耐11	4	6，6，7，台8.5	65.37	有	水洋	○	電気	有料	24,000～47,100	
10	若草町西	308	H07	高耐9	3	7，6，6，台8	68.29	有	水洋	○	都市	有料	25,100～49,200	
11	百石町	703	H10	高耐10	7	6，6，6.5，台8.5	65.14	有	水洋	○	都市	有料	24,300～47,700	
12	若草町(2号棟)	308	H12	中耐3	3	8，6，8.5，台7.5	73.7	有	水洋	○	都市	有料	25,600～50,200	
13	比島町	407	H13	高耐10	4	6，6，台10.5	55.44	有	水洋	○	都市	有料	21,400～42,100	
14	鏡川町（1号棟）	302	H15	高耐6	3	台8，6，6	50.5	有	水洋	○	都市	有料	19,200～37,700	
15	鏡中山	4	H10	木造2	2	6，6，6，台6，4.5	75.84	有	水洋		ＬＰ		17,300～33,900	
16	土佐山西川	6	H01	木造2	2	6，6，6，台10.5	70.23	有	水洋		ＬＰ		14,700～25,000	

種別：コミ　　目的：一般世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(㎡)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料	備考
17	潮江第二コミ	503	H13	高耐7	5	6，5.8，台9.2	54.22	有	水洋	○	都市	×	20,400～26,900	

種別：公営　　目的：母子・父子世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(㎡)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料	備考
18	新本町東	16	S57	中耐5	3	6，6，台10.5	55.46	有	水洋		都市	有料	16,800～33,000	
19	三里十津北	3	S49	中耐4	2	6，4.5，3，台6	46.72	有	水洋		ＬＰ	有料	11,300～22,200	
20	曙町	89	H04	中耐4	2	6，6，6，台6	60.97	有	水洋		ＬＰ	有料	20,500～40,400	

種別：公営　　目的：高齢者世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(㎡)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料	備考
21	横浜	17	S62	中耐4	1	6，6，5，台6.5	58.2	有	水洋		ＬＰ	有料	18,600～36,500	
22	百石町	205	H10	高耐10	2	5，6，台10.5	53.09	有	水洋	○	電気	有料	19,800～38,800	
23	若草町(2号棟)	104	H12	中耐3	1	6，6，台11	57.3	有	水洋	○	電気	有料	19,900～39,000	

種別：公営　　目的：障害者世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(㎡)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料	備考
24	若草町西	307	H07	高耐9	3	7，6，6，台8	68.29	有	水洋	○	都市	有料	25,100～49,200	

種別：公営　　目的：車イス世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(㎡)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料	備考
25	鏡川町（1号棟）	106	H15	高耐6	1	台10，8，10	68.8	有	水洋	○	電気	有料	26,200～51,400	

種別：公営　　目的：高齢単身者向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(㎡)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料	備考
26	百石町	1007	H10	高耐10	10	6，台5.5	34.45	有	水洋	○	電気	有料	12,800～25,200	

種別：公営　　目的：単身者向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(㎡)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料	備考
27	曙町	5	H01	中耐3	1	6，6，台6	49.39	有	水洋		ＬＰ	有料	16,000～31,400	

種別：コミ　　目的：単身者向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(㎡)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料	備考
28	栄田町コミ(2号棟)	105	H16	中耐5	1	6，台7.5	39	有	水洋	○	電気	有料	15,100～19,900	

種別：公営　　目的：多子・多家族世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(㎡)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料	備考
29	北竹島町	72	H05	高耐11	7	6，6，5，6，台8.5	73.58	有	水洋	○	電気	有料	26,600～52,300	

種別：公営　　目的：子育て世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(㎡)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料	備考
30	比島町北	122	S55	中耐5	5	6，6，4.5，台6	55.99	有	水洋		都市	有料	16,400～32,300	

〈注意〉

・間取り，床面積はおおよその数字で表しています。
・上記の使用料は概算のため変更になる場合があります。
　また，使用料は世帯の所得および住宅の規模，立地，経年等に応じて決められ，毎年度変更されます。
・入居に際して，敷金（入居時の住宅使用料３か月分）が必要です。
・各住宅には家財，家電製品，調理器具等は設置されておりませんので，入居者ご自身で準備していただきます。
・テレビアンテナ（地デジ受信用アンテナを含む。）が設置されていない住宅は，入居者ご自身で準備していただきます。

〈用語説明〉

構造　：高耐＝高層耐火構造　中耐＝中層耐火構造　　例：高耐10＝高層耐火構造10階建て
トイレ：水＝水洗　汲＝くみとり　洋＝洋式　和＝和式　　例：水洋＝水洗・洋式
ＥＶ　：○＝エレベーター有り
熱源　：都市＝都市ガス　ＬＰ＝ＬＰガス　電気＝電化住宅（ガス調理器は使用できません。）
駐車場：有料＝有料駐車場　×＝現在駐車場空きスペースなし

10. 随時募集の概要及び募集住宅について

下記の住宅について，随時募集を実施しています。申込資格は20～21ページの募集住宅一覧の募集住宅と同じですが，申込方法などが違っており，詳しくは，高知市営住宅管理センターホームページまたは直接電話などでご相談ください。

記

① 三里十津北市営住宅１０７号　　「公営」　一般世帯向
② 土佐山西川市営住宅　　３号　　「公営」　一般世帯向

受付場所　：　高知市本町５丁目１番４５号
高知市役所　５階
高知市営住宅管理センター

※　この２件に限り申込方法は，郵送ではありません。郵送での申し込みは無効となりますので，ご注意ください。

申　込　書　記　入　例　【表】

様式第１号

申込番号	種　　別	目　　的	団　地　名	号　数
1	公　営	一般世帯向	比島町北	56

受付年月日	受付者印

市　営　住　宅　入　居　申　込　書

申込人	現住所	〒 780 － 8571 高知市本町５丁目１番45号　（電話　823　－　XXXX　） （携帯電話　090　－　XXXX　－　XXXX　）
	ふりがな 氏　名	こうち　たろう 高　知　　太　郎

入居する世帯全員の状況

	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	現在の同居・別居の別	職業・勤務先	勤務先電話番号	収入の有無	個人番号
1	申込人	高知　太郎	男・女	昭和37．1．1	58		自営業	823－XXXX	有・無	申込時は記入不要です。
2	妻	高知　花子	男・女	昭和42．4．1	53	同居・別居	パート（市役所ｽｰﾊﾟｰ）	823－XXXX	有・無	
3	長男	高知　一郎	男・女	平成15．6．5	17	同居・別居	高校生		有・無	
4	母	高知　花美	男・女	昭和10．9．8	85	同居・別居	無職		有・無	
5			男・女	．．．		同居・別居			有・無	
6			男・女	．．．		同居・別居			有・無	

住居の状況	自家，借家，マンション，アパート，間借り，その他（　　）					
	部屋数	3　室	左の内訳	6 畳 1 室，4.5 畳 2 室，　畳　室	一人当たりの畳数	3.7　畳
借家，アパート等の方は右欄へ記入して下さい。	家主の住所	高知市本町５丁目６番13号			家賃	月額　60,000　円
	〃　氏名	住宅　一男			共益費	2,000　円

住宅に困窮している理由		
該当の番号を○で囲み，下欄へ具体的な理由を記入してください。	1	住宅以外の建物若しくは場所に居住し，又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
	2	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている又は住宅がないため親族と同居することができない。
	3	住宅の規模，設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。
	4	正当な事由による立退きの要求を受け，適当な立退き先がないため困窮している。
	5	勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
	6	収入に対して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。
	7	その他住宅に困っている。
	＊上の状況を具体的に記入してください。 母と長男を別々の部屋にしたい。 また，アパート前の道路は交通量が多いため，高齢の母には危険な上，騒音もひどい。	
備　考		

高知市長　岡　﨑　誠　也　　様

上記のとおり市営住宅への入居を申し込みます。また，次のとおり誓約及び同意します。

(1)　本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは，本申込みを無効とされても異議はありません。
(2)　入居者資格を確認するために，私及び同居しようとする親族の住民税情報及び固定資産税課税台帳等について，調査・閲覧することに同意します。
(3)　私及び同居しようとする親族は，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに，その確認のため必要があるときは，高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。

令和　2　年　10　月　16　日

申込人氏名　　高　知　　太　郎　　印

裏面へつづく

申　込　書　記　入　例　【裏】

※平成31年1月以降に就職された方は，下の欄に勤務先の証明を受けてください。
（申込時は記入不要です。）

勤務先証明欄（訂正箇所には必ず訂正印を押してください。）									
氏名					氏名				
就職年月日	年　月　日	勤務月数	か月		就職年月日	年　月　日	勤務月数	か月	
総支払額					総支払額				
勤務先	所在地				勤務先	所在地			
	名称					名称			
	電話番号					電話番号			
上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年　月　日 勤務先代表者氏名 印					上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年　月　日 勤務先代表者氏名 印				

※就職してからこれまでに支払った総支払額（税込み，各種控除前の額）を記入してください。

12 抽選会案内図・市営住宅所在地略図

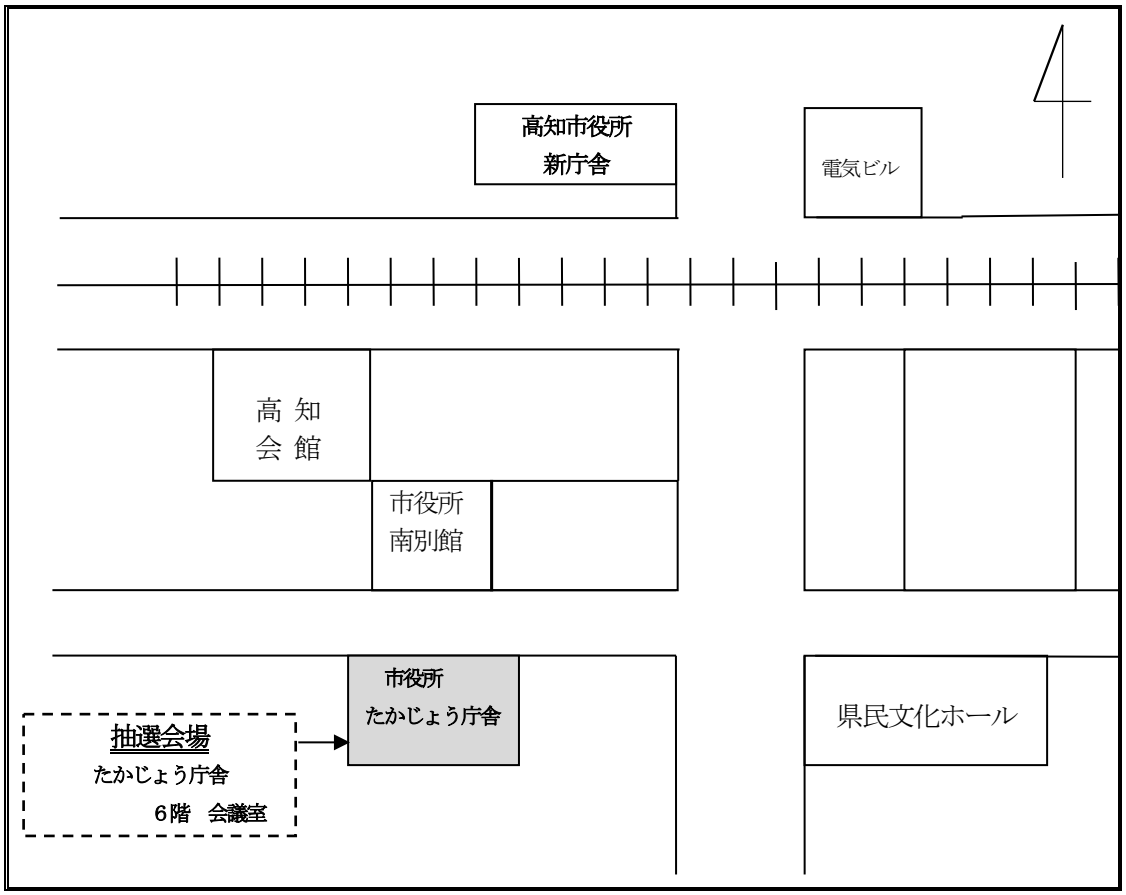

市営住宅所在地略図

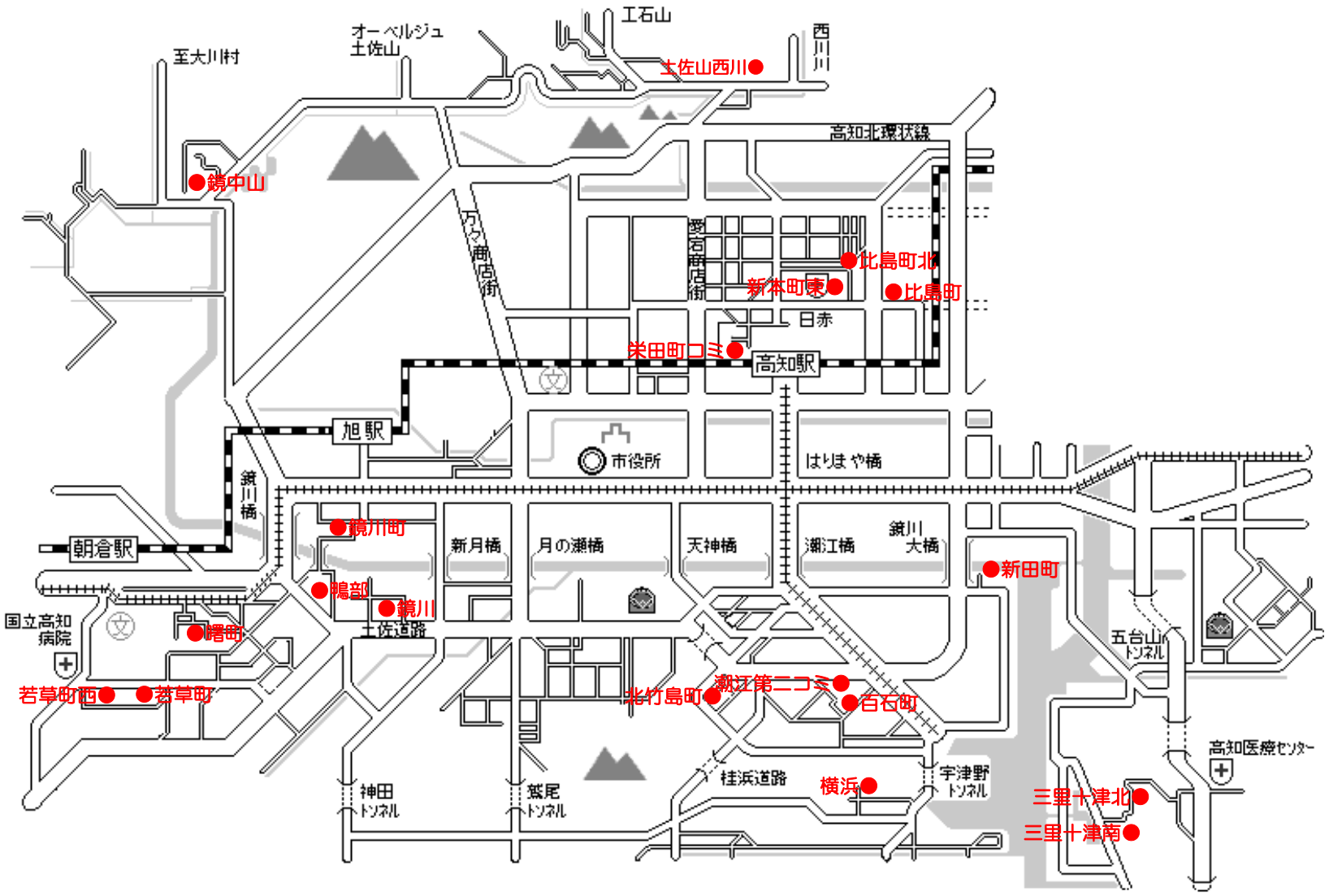
工石山
オーベルジュ土佐山
至大川村
土佐山西川
西川川
高知北環状線
鏡中山
万々商店街
野宮商店街
比島町北
新本町東
比島町
日赤
栄田町コミ
高知駅
旭駅
市役所
はりまや橋
鏡川橋
朝倉駅
鏡川町
新月橋
月の瀬橋
天神橋
潮江橋
鏡川大橋
新田町
隠部
鏡川
土佐道路
国立高知病院
曙町
若草町西
若草町
五台山トンネル
北竹島町
潮江第二コミ
白石町
高知医療センター
桂浜道路
横浜
宇津野トンネル
三里十津北
三里十津南
神田トンネル
鷲尾トンネル